

愛媛県SDGs推進企業登録制度 〔FAQ〕

令和3年7月1日現在

目 次

1. 愛媛県SDGs推進企業登録制度について	1
Q1 愛媛県SDGs推進企業登録制度とは、どのような制度ですか。	1
Q2 登録するとどんなメリットがありますか。	1
Q3 登録すれば「SDGs達成に向けた取組みをしている」ことになりますか。	1
Q4 愛媛県SDGs推進企業に登録されていませんが、登録マークを使用することは できますか。	1
2. 申請について	1
Q5 申請に必要な書類は何ですか。	1
Q6 申請の対象者は誰ですか。	1
Q7 県内に支店・営業所・工場等を有していませんが、県内企業等との取引がある場合 や、短期の内に県内に事業所を設立する予定がある場合、申請できますか。	2
Q8 県外に本社があり、県内に支店・営業所・工場等がある場合、申請できますか。	2
Q9 県内に複数の支店・営業所・工場等がある場合、申請はどうすればいいですか。	2
Q10 申請書はどうやって提出すればいいのですか。	2
Q11 申請や更新にあたり、費用はかかりますか。	2
Q12 申請書は全て県ホームページで公表されますか。	2
Q13 申請から登録までどれくらいかかるのですか。	3
Q14 申請内容によっては登録にならないことがありますか。	3
3. 様式について	3
Q15 従業員数としてカウントするのはどの範囲ですか。	3
Q16 SDGsに関する重点的な取組みの記載方法について教えてください。	3
Q17 最初の申請時に、「重点的な取組及び指標の進捗状況」を記入する必要はありま すか。	4
Q18 「具体的な取組」には、申請時点において取り組んでいないものの、これから取り組も うとしている内容を記載してもいいですか。	4
Q19 「取組レベル」が「基本」の項目は全て記入しなければならないのですか。	4

Q20 「主なSDGs（17ゴールと169ターゲット）関連項目」の欄は、何を意味しているのですか。..... 4

1. 愛媛県SDGs推進企業登録制度について

Q1 愛媛県SDGs推進企業登録制度とは、どのような制度ですか。

A SDGsの取組みを行う県内企業や団体等を愛媛県が登録する制度です。SDGs活動を見える化し、その活動を広く発信していくことで、更なる取組促進を図ります。

Q2 登録するとどんなメリットがありますか。

A 登録証が交付され、登録マークを使用したPRが可能となります。また、県のホームページ等で取組みの紹介を行います。

Q3 登録すれば「SDGs達成に向けた取組みをしている」ことになりますか。

A 登録はあくまで、SDGsを知り、具体的なアクションを進めるための第一歩にすぎません。本制度では、登録をきっかけとしてSDGsに関して理解を深め、独自の取組みが進むことを期待しています。

Q4 愛媛県SDGs推進企業に登録されていませんが、登録マークを使用することはできますか。

A できません。登録マークは、愛媛県SDGs推進企業に登録された者のみ、使用することができます。

2. 申請について

Q5 申請に必要な書類は何ですか。

A 申請には様式第1号、2号、3号の提出が必要です。様式は以下のホームページに掲載しています。

<http://www.pref.ehime.jp/h30100/sdgs/touroku.html>

Q6 申請の対象者は誰ですか。

A 愛媛県内に本社又は支社等を有し、県内において事業活動を行う法人、団体、個人事業主が対象となります。

Q7 県内に支店・営業所・工場等を有していませんが、県内企業等との取引がある場合や、短期の内に県内に事業所を設立する予定がある場合、申請できますか。

A 申請時点で県内に事業所等がない場合は、申請できません。

Q8 県外に本社があり、県内に支店・営業所・工場等がある場合、申請できますか。

A 可能です。申請は県内にある支店・営業所・工場等で行ってください。

Q9 県内に複数の支店・営業所・工場等がある場合、申請はどうすればいいですか。

A 当該制度では、同じ組織であっても、事業所ごとに取組みを見える化するとともに、登録後、県から配信する情報や連絡を、事業所等が確実に受け取れる体制を構築するため、それぞれの事業所等ごとの申請を推奨しています。

ただし、全ての事業所等において統一的な取組みが確保され、上記の理由についても組織として十分な対応ができる場合は、一括して申請することも可能です。

Q10 申請書はどうやって提出すればいいのですか。

A メール又は郵送にて、下記までご提出ください。

【提出先】

メールの場合：sangyoseisaku@pref.ehime.lg.jp

(メールにて提出する場合は、標題を「【申請】愛媛県SDGs推進企業登録制度」として送付してください。)

郵送の場合：

〒790-8570

松山市一番町四丁目4-2

「愛媛県庁 産業政策課 SDGs担当宛」

Q11 申請や更新にあたり、費用はかかりますか。

A 無料です。

Q12 申請書は全て県ホームページで公表されますか。

A 様式第2号のみ公表します。SDGsの取組みには、透明性と説明責任が求められている^{*}ことから、登録内容や取組状況について、定期的に評価、公表していくことと

しています。

※国の持続可能な開発目標（SDGs）推進本部「SDGs実施指針」の「実施のための主要原則」を参考としています。

Q13 申請から登録までどれくらいかかるのですか。

A 申請受付後、2週間程度で登録が完了します。登録が完了したら、登録証と登録マークを送付します。

Q14 申請内容によっては登録にならないことがありますか。

A 書類確認の結果、次の要件を満たしていれば原則登録となります。

- ①申請者の所在地が愛媛県内となっていること
- ②様式第2号の環境・社会・経済の3側面のすべてが選択されていること
- ③様式第3号の「取組レベル」が「基本」のチェック項目について、具体的な取組事項が記載されていること。

書類に不備がある場合等、補正を依頼する場合はメールで担当者に連絡します。
なお、本制度は「認証制度」ではなく、「登録制度」ですので、ある基準を満たしていなければ登録にならないという性質の制度ではありません。

3. 様式について

<様式第1号>

Q15 従業員数としてカウントするのはどの範囲ですか。

A 申請者の事業所等のおおよその規模を把握するために記入いただいています。通常、対外的に公表している従業員数を記入して下さい。

<様式第2号>

Q16 SDGsに関する重点的な取組みの記載方法について教えてください。

A 重点的な取組みは、環境・社会・経済の3側面の全てについて記載してください。なお、取組みが複数の分野に該当する場合は、該当する全ての分野にチェックを入れてください。指標は、原則として数値目標を記載してください。

Q17 最初の申請時に、「重点的な取組及び指標の進捗状況」を記入する必要がありますか。

A 初回申請時は、記入不要です。次回更新時に記入いただきます。

<様式第3号>

Q18 「具体的な取組」には、申請時点において取り組んでいないものの、これから取り組もうとしている内容を記載してもいいですか。

A 取り組む時期が、申請から1年以内のチェック項目は、冒頭に【予定】と記載したうえで、取組予定の内容を記載してください。

Q19 「取組レベル」が「基本」の項目は全て記入しなければならないのですか。

A 「基本」としている項目については、その全てに「具体的な取組」が記載されていることが登録の必須要件となります。

ただし、事業形態上、「チェック項目」が該当しない場合は、非該当欄にチェックを入れて、該当しない理由を「具体的な取組」欄に記載してください。

Q20 「主なSDGs（17ゴールと169ターゲット）関連項目」の欄は、何を意味しているのですか。

A 企業・団体等が実施する取組みが17ゴール及び169のターゲットのうち、どの項目の達成に貢献するものなのかを知っていただくために、例示として記載しています。「具体的な取組」の内容によっては、該当しない場合もあるので、参考としてご活用ください。